

呉市要援護者登録制の概要

1 委託先

呉市民生委員児童委員協議会

2 委託内容

制度	徘徊，救急搬送，孤立死など，緊急時の支援を希望し，支援関係団体等に対し，支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者の世帯状況や生活実態等の情報を呉市関係部署，民生委員・児童委員，地域包括支援センター，地域相談センター，消防署，警察に提供し，情報共有することで，緊急時の速やかな対応体制を確保する。
対象者	呉市内に居住する 65 歳以上の者，身体障害者，療育手帳の交付を受けている者，その他実態から対象者に相当すると認められる者
業務	呉市要援護者情報登録届に必要な事項を記載して，高齢者支援課，障害福祉課，各市民センター又は民生委員・児童委員のいずれかに届け出る。 ① 新規の要援護者情報登録届 ② 要援護者情報の変更の届出

「呉市要援護者登録制度実施要綱」第 3 条第 1 項に定める業務

3 調査期間

毎年 6 月～10 月 11 月に高齢者支援課に調査結果を報告

4 現在の活用方法

日常生活圏域ごとに分け，高齢者相談室（地域包括支援センター）に情報提供し，緊急時に対応しています。

また，高齢者支援課に呉市消防局や警察署からの問い合わせに応じている。

5 これまでの課題

夜間及び閉庁時間の問い合わせに対応できない。

6 今後の活用案

高齢者相談室（地域包括支援センター）及び呉市消防局と情報共有し，24 時間緊急時に活用する。

7 活用方法

くれ福祉の情報サイト「しっとってクレ」のグループツールの掲示板機能を活用し情報共有する（アカウント ID と暗証番号を持ち，グループに招待された者しか見ることができない。）。

- (1) 呉市（管理者）と高齢者相談室のグループを作成し，展開する。
- (2) 呉市（管理者）と呉市消防局のグループを作成し，展開する。
- (3) 情報更新は，12 月及び 4 月（死亡や転出を除く）。

8 展開後の利点

アカウント ID と暗証番号があれば，24 時間情報の確認が可能。

9 展開後の課題

都度更新ができないため，古い情報が掲載されている場合あり。

呉市要援護者情報

データ作成日

要援護者同意区分		災害時同意区分	
----------	--	---------	--

民協区	民生委員			自治会名
		電話		
		携帯		

整理番号	氏名	性別	生年月日	年齢
住記住所				
マンション名				
実居住地				
電 話			居住建物の構造	
携帯電話				
災害情報・避難勧告等の情報伝達				
災害時等の避難				
	()			
要援護者の状態				
	()			
避難所での生活				
	()			
	()			
	()			
その他	()			
	()			
	()			

特記事項（避難支援に関して配慮してほしいこと等）

緊急時 連絡先1	氏名		本人との続柄	
	住所			
	電話		携帯電話	
緊急時 連絡先2	氏名		本人との続柄	
	住所			
	電話		携帯電話	
支援者1	氏名		本人との続柄	
	住所			
	電話		携帯電話	
支援者2	氏名		本人との続柄	
	住所			
	電話		携帯電話	

かかりつけ医			電話	
居宅介護 支援事業所			電話	
避難希望場所	名称	所在地	電話	

その他				
-----	--	--	--	--

世帯状況		月訪問回数	
	()		

介護情報	要介護度	有効開始日	有効終了日